

御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託に係るプロポーザルの公告

御所市コミュニティバス運行管理業務委託について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7年 1月16日

御所市長 山田 秀士

1. 業務の概要

- (1) 業務名
御所市コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託
- (2) 業務内容
別紙「コミュニティバス（ひまわり号）運行管理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- (4) 運行管理期間
令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
- (5) 事業費限度額
29,026,800 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2. 参加資格

次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市の令和6年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年度御所市告示第124号）による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 奈良県に本店、又は支店（営業所等）を有する者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業者であること。または、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者であって、令和7年4月1日の運行開始までに、道路運送法第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける予定であること。なお、許可申請等に要する費用は、受託者が負担するものとし、本委託契約には含めない。

3. 審査の方法

本業務の受託に係る優先交渉事業者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。概要は以下のとおり。

① 書類審査

受託を希望する事業者は、参加表明書等を提出して書類審査を受けること。提出された書類等を基に、企画提案者を決定する。

② プレゼンテーション審査

企画提案者に決定された者は、企画提案書等を提出のうえ、提案内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を受けること。選定部員は企画提案者からのプレゼンテーションを受け、別紙「基準表」により総合的に審査・採点を行い、優先交渉事業者を選定する。なお、公平性を期するため、審査は事業者名を伏せて行う。

4. 事務手続き及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和7年1月16日（木）

(2) 参加表明書等の提出

公告日から令和7年1月24日（金）

5. 担当・提出先

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3（御所市役所新館2階）

御所市役所 企画政策部 企画政策課 企画係 担当：泉谷、増田、中谷

電話：0745-44-3166 【直通】

電話：0745-62-3001 【代表】 内線（323）

FAX：0745-62-5425 【代表】

電子メール：kikaku@city.gose.nara.jp